

ごみ減量活動奨励金 よくある質問と答え



Q. 交付対象とならない活動はどんなものがありますか？

A. 次の2つが交付対象となりません。

- ・市の資源物回収に出された資源物を業者へ引き渡す
- ・個人の活動及び営利団体の活動

Q. 4月から9月までの実施分を前期に申請しようとしたら、1トン以上回収できませんでした。もう申請はできませんか？

A. 10月から3月15日までの回収分とあわせて1トン以上になれば、後期にまとめて申請することができます。

Q. 後期の申請期間は3月15日までとありますが、3月16日以降の実施分は申請できませんか？

A. 後期申請期間締切後の実施分については、翌年度に合わせて申請してください。

Q. 提出書類を書き間違えました。修正液や修正テープで訂正してもいいですか？

A. 修正液や修正テープは不可です。訂正は二重線で消して訂正印を押し、余白に正しい文字を書いてください。

Q. 消せるボールペンを使用してもいいですか？

A. 消せるボールペンは使用しないでください。

Q. 申請などの書類が足りません。

A. 資源リサイクルセンターもしくは環境課窓口でお渡しできます。また、瀬戸市ホームページからダウンロードすることもできます。

実施回数が多く申請書が2枚以上になる場合は、最後の用紙に合計を書いてください。

Q. 書類提出後に奨励金振込先口座の名義人を変更してもいいですか？

A. 口座の名義変更は、書類提出前か奨励金が振り込まれてからおこなってください。

Q. 各戸前に出された紙類等を業者に回収してもらう方法は交付対象ですか？

A. 団体の方自ら資源物の回収作業を行う場合に限らず、団体が主となり活動し、業者を活用して回収作業を行っている場合も交付対象です。

Q. 新聞、雑誌、段ボール、紙パックを除き、汚れた紙以外は全て「ミックスペーパー」となっていますが、廃品回収でも同様に分別していいですか？

A. 廃品回収につきましては市の分別方法と異なる場合がありますので、契約業者にご確認ください。
